

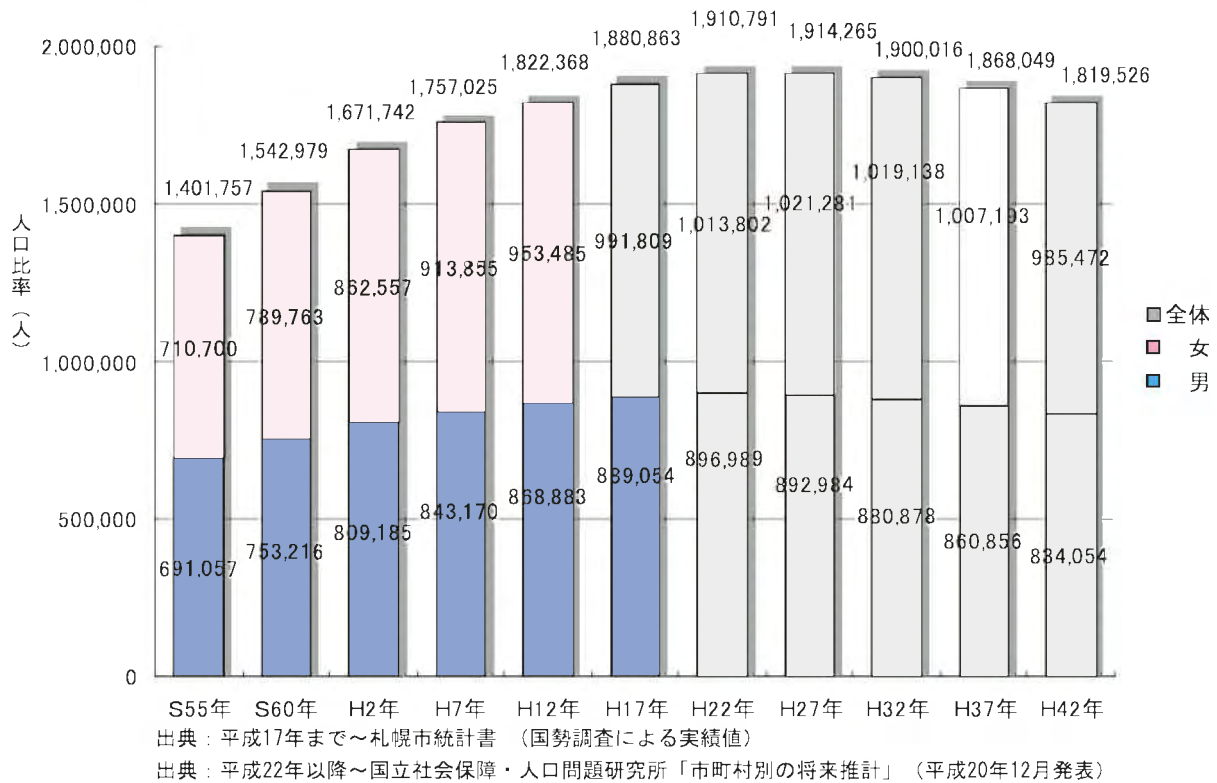
參考資料

参考資料 1 札幌のみどりの現状

■参考資料 1 - 1 札幌の人口推移

札幌市の人口は現在約191万人（平成22年8月）であり近年微増の傾向にありますが、平成27年頃にピークを迎え、その後減少の見通しとなっています。

■札幌の人口推移

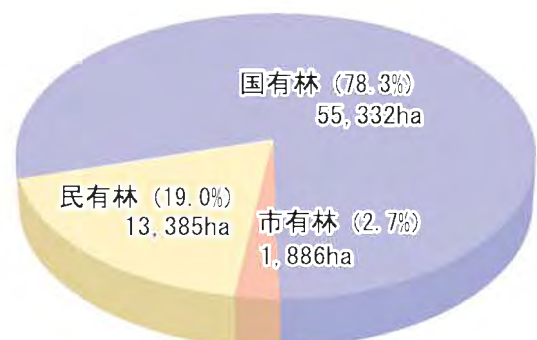


■参考資料 1 - 2 札幌の森林

札幌の南西部に広がる森林面積は70,603haで、市域の63%を占めており、大都市でも有数の森林に恵まれた都市です。

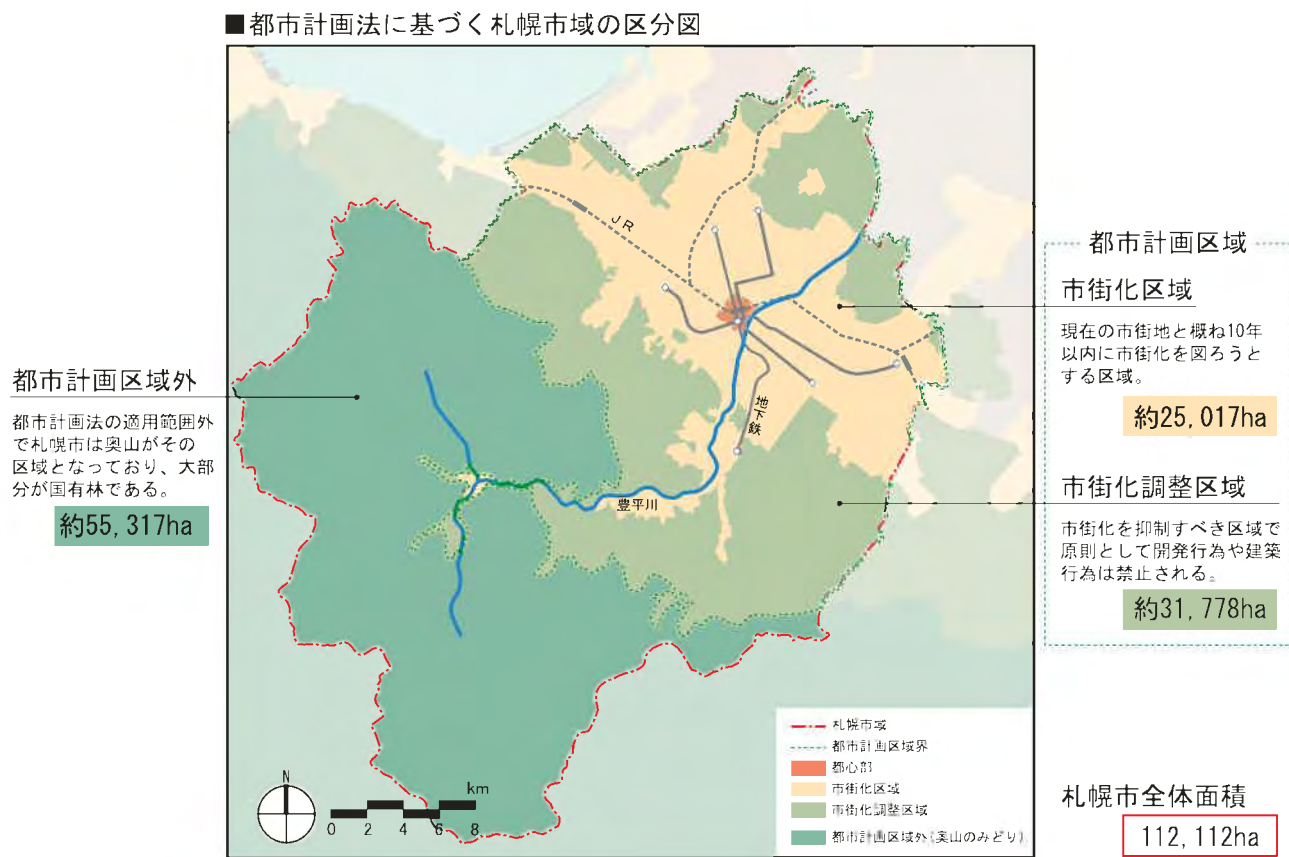
この森林の約8割は国有林だが、市街地と接して緑の山並みをつくりだしている森林の大部分は民有林となっています。

■札幌の森林構成



出典：平成20年度 北海道林業統計

■参考資料 1 - 3 都市計画法に基づく札幌市域の区分



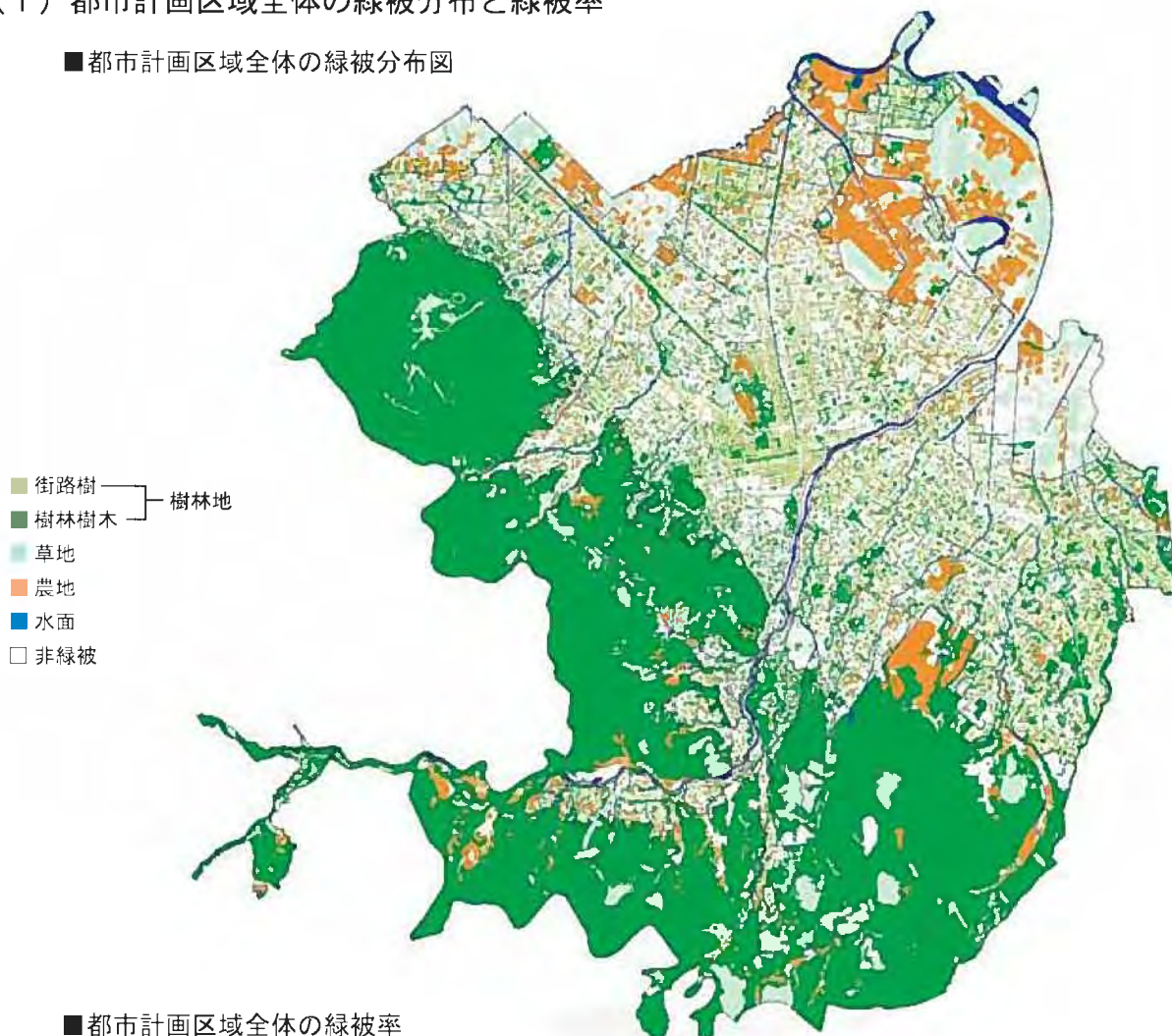
出典：札幌市HP 都市計画部さっぽろの都市計画 平成22年4月現在

■参考資料1-4 緑被現況調査結果

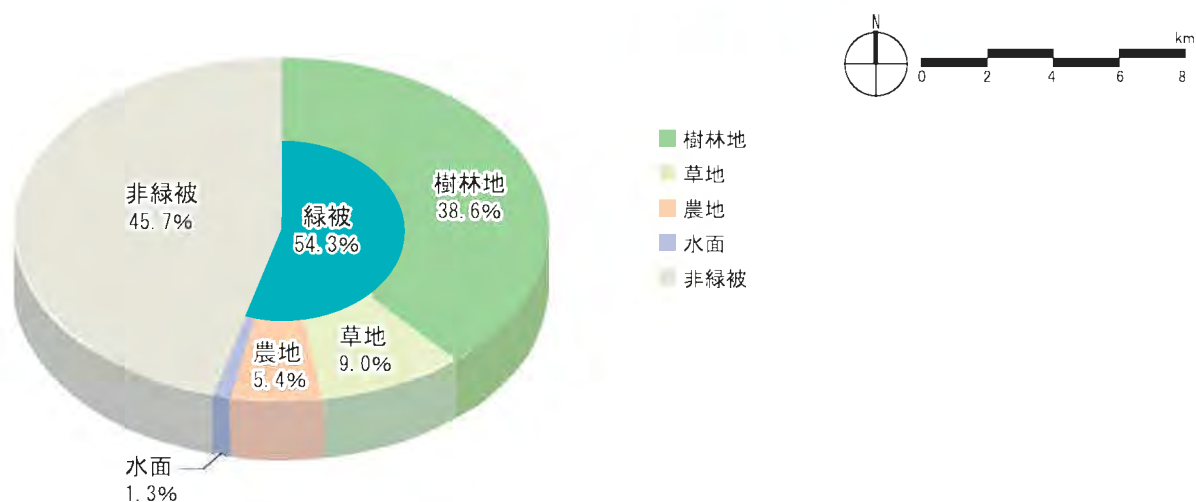
緑被とは、樹林地、草地、農地水面及び公園緑地など植物の緑で覆われた範囲を指すものです。平成19年度の札幌の緑被調査は次の通りです。

(1) 都市計画区域全体の緑被分布と緑被率

■都市計画区域全体の緑被分布図



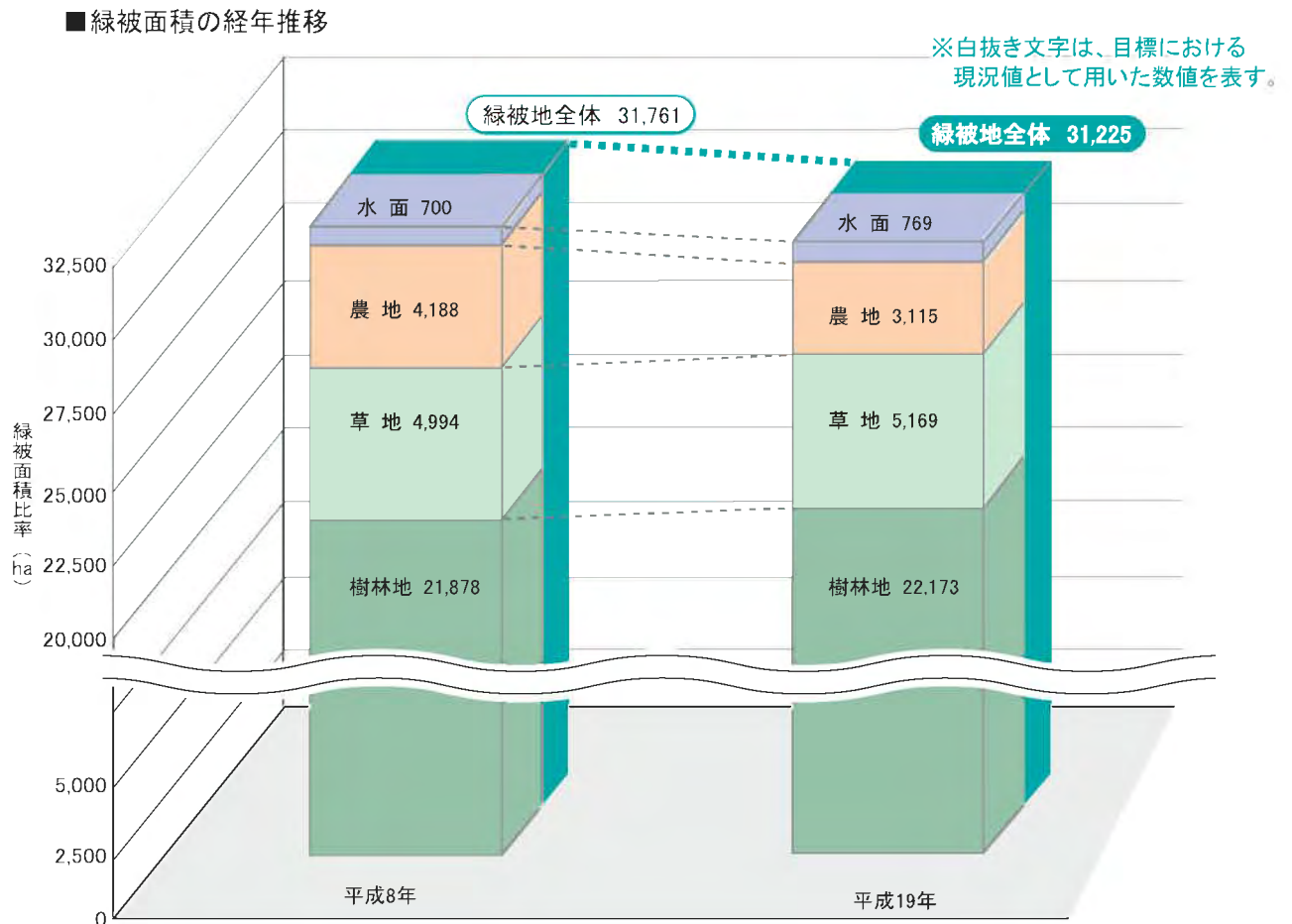
■都市計画区域全体の緑被率



資料：札幌市緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

(2) 緑被の経年推移

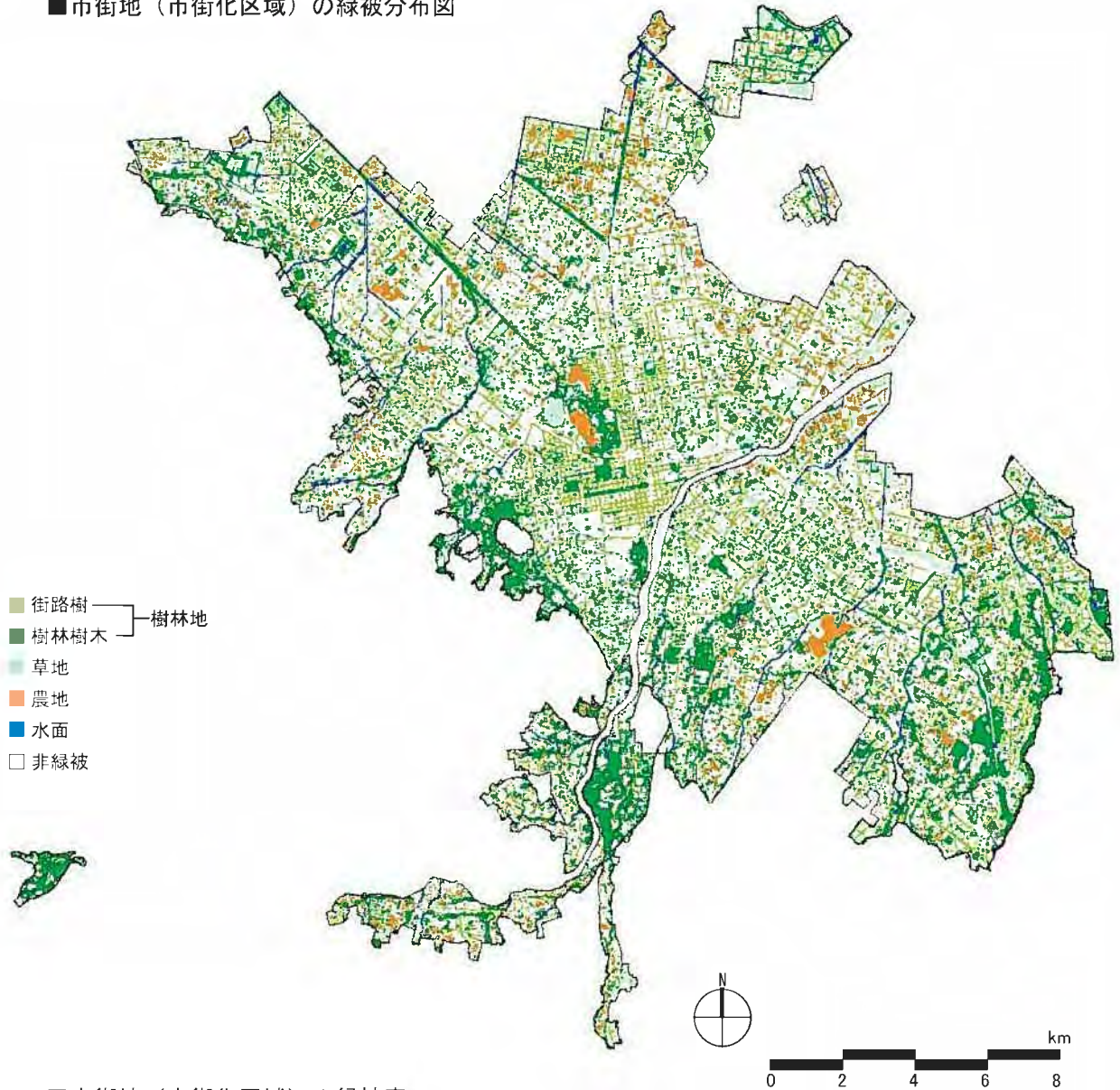
農地の減少は進んでいますが、樹林地・草地在わずかに増加し、緑被の減少傾向に歯止めがかかりつつあります。



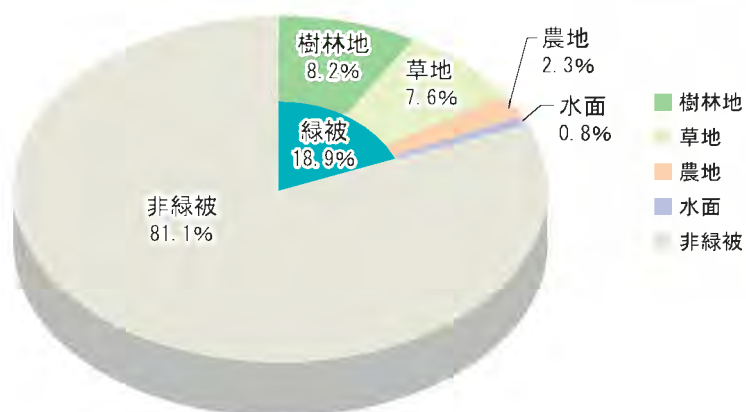
資料：札幌市緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

(3) 市街地（市街化区域）の緑被分布

■市街地（市街化区域）の緑被分布図



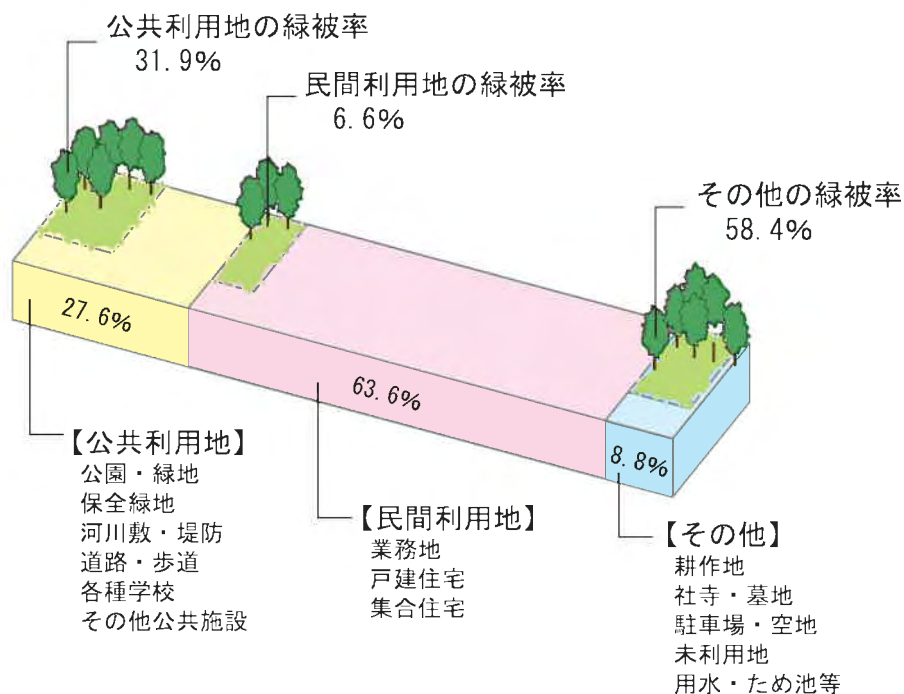
■市街地（市街化区域）の緑被率



資料：札幌市緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

(4) 札幌市の市街化区域の土地利用別緑被率

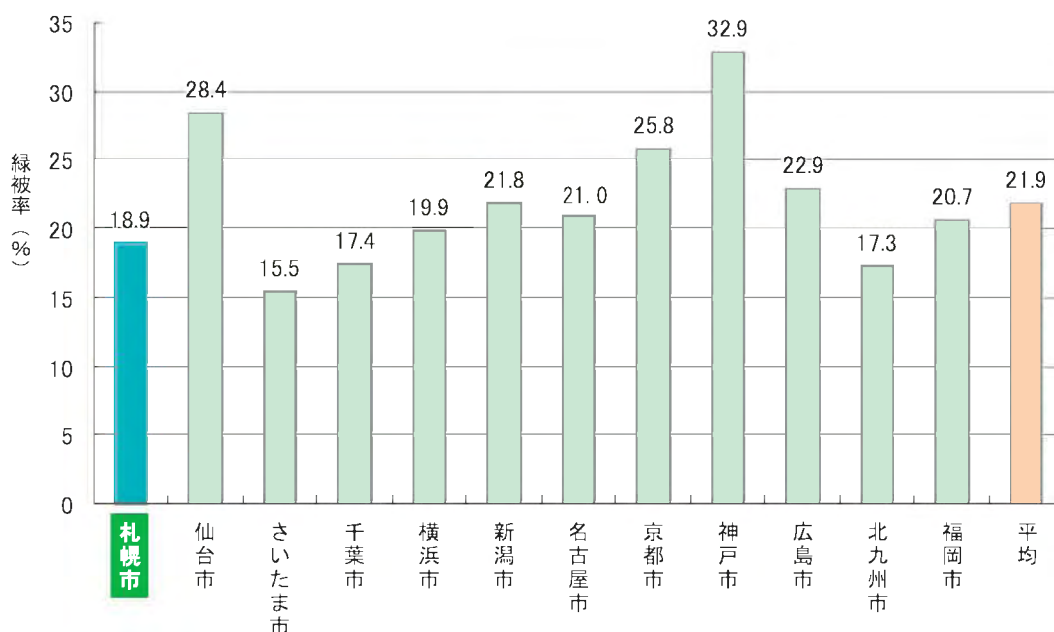
札幌市の市街地の緑被率は、他の政令市と比較して低い状況にあります。
市街地のみどりは、公園緑地、河川、公共共益施設などのみどりに大きく依存しています。



資料：札幌市緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

(5) 政令市の緑被率（市街化区域）

- * 比較可能なデータを有する政令市を抽出
- * 都市毎に調査年度、調査精度が異なる



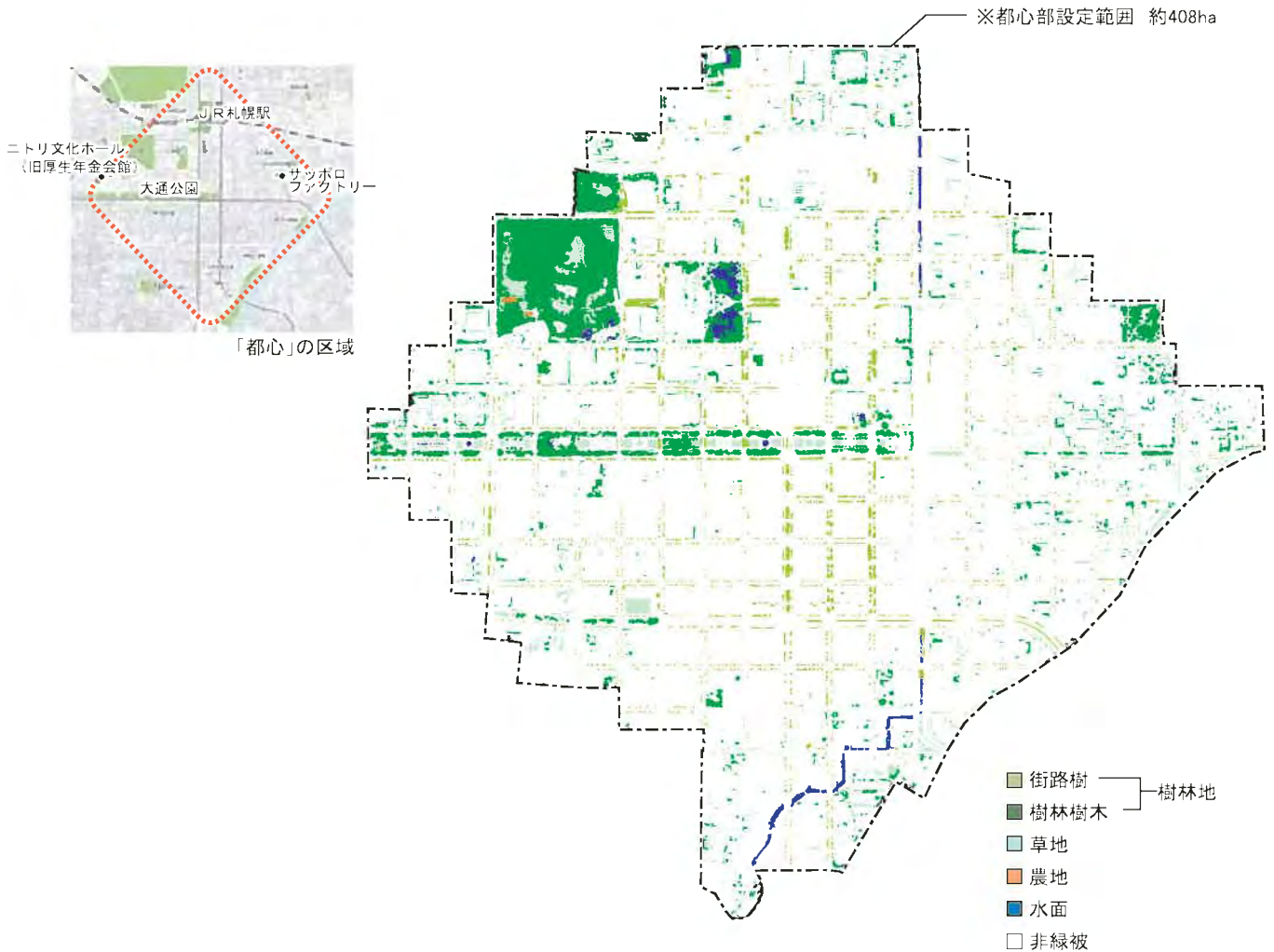
出典：平成21年度 国土交通省 都市緑化等施策の実施調査

■参考資料 1-5 都心部の緑被分布

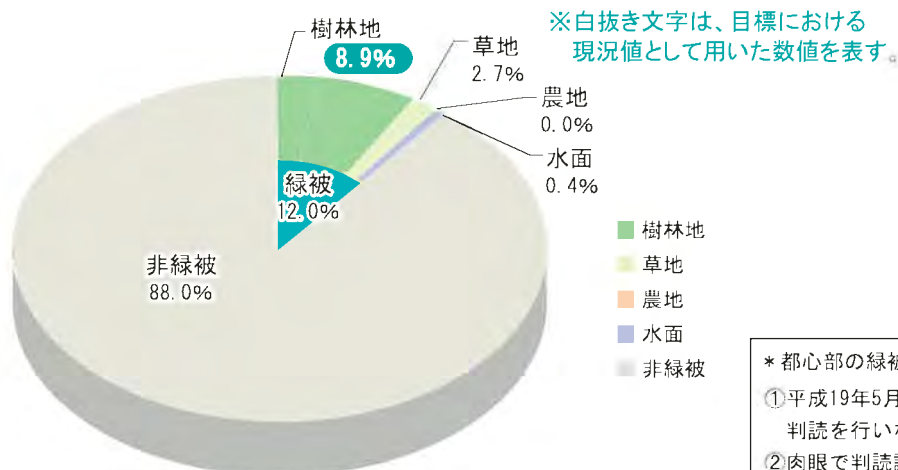
札幌都心部の緑被率は、大通公園や植物園などまとまった樹林地があるものの、約12%と必ずしも高くありません。

また、格子状に構成される街路樹も大きな緑被要素となっています。

■都心部設定範囲の緑被分布状況図



■都心部設定範囲の緑被率



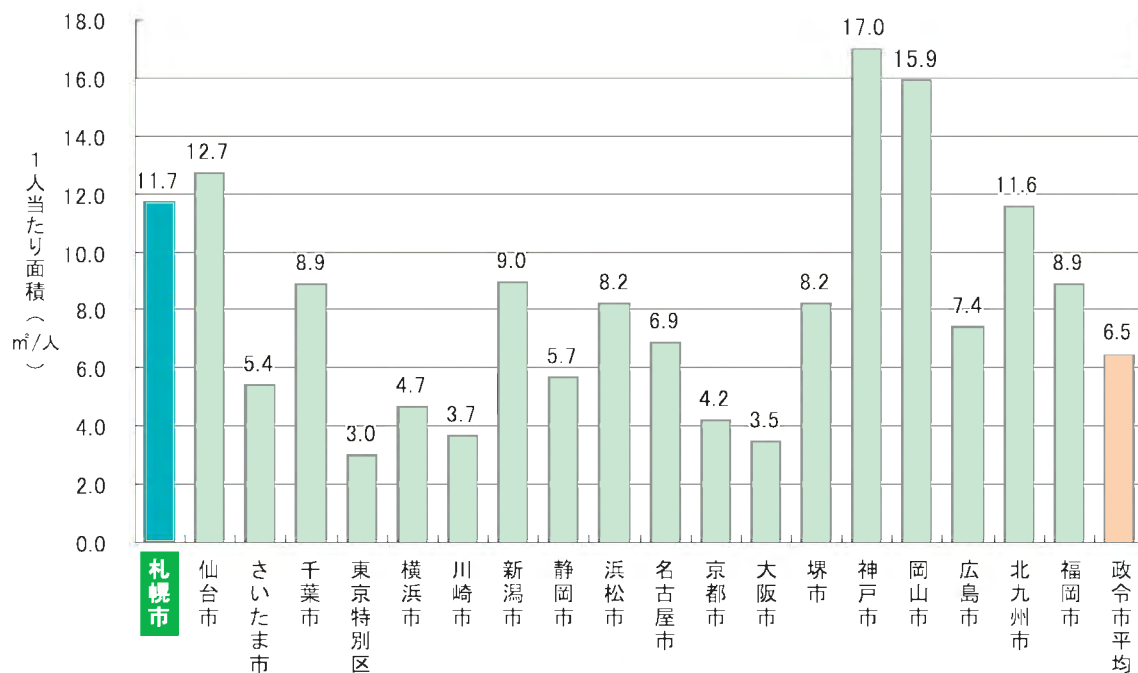
資料：札幌市都心部緑被現況調査（平成19年空中写真判読による）

* 都心部の緑被分布の調査方法

- ①平成19年5月～6月撮影の空中写真をもとに、写真判読を行いながら緑被種別毎に調査を行った。
- ②肉眼で判読識別可能な範囲で、概ね4㎡を最小単位とした緑被判読を行った。

■参考資料 1 - 6 札幌の公園緑地の現況と推移

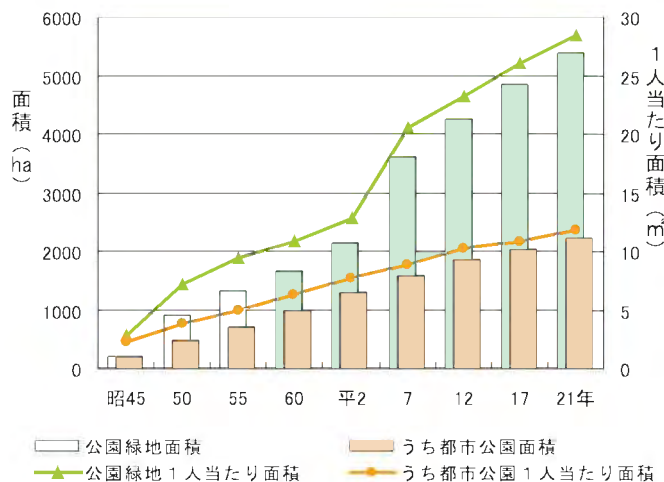
(1) 政令市の1人当たりの都市公園面積



出典：国土交通省「都道府県別一人当たり都市公園等面積現況」（平成22年3月31日現在）

(2) 1人当たり公園緑地面積の推移

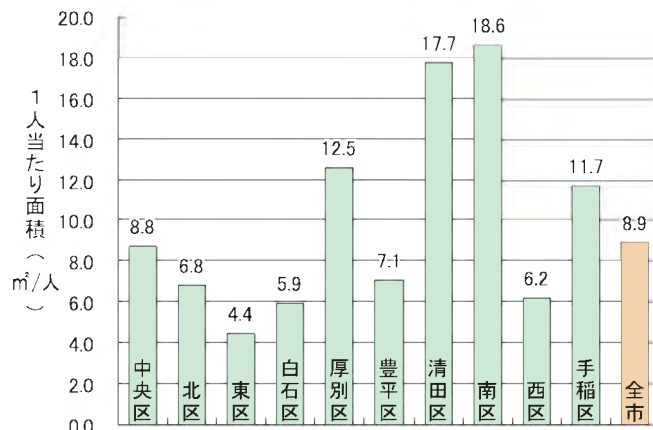
公園緑地の整備水準を表す市民一人当たり公園緑地面積は以下のように推移しており、平成21年度末現在の公園緑地の1人当たり面積は、28.5m²/人（うち都市公園1人当たり面積11.7m²/人）となっています。



出典：「札幌市の公園・緑地」資料（平成22年3月31日現在）

(3) 市街地（市街化区域）における公園整備状況

市街地（市街化区域）における公園整備状況を見ると、1人当たり都市公園面積8.9m²となっていますが下図に示す通り、整備水準の地域格差が大きく、その是正が課題となっています。

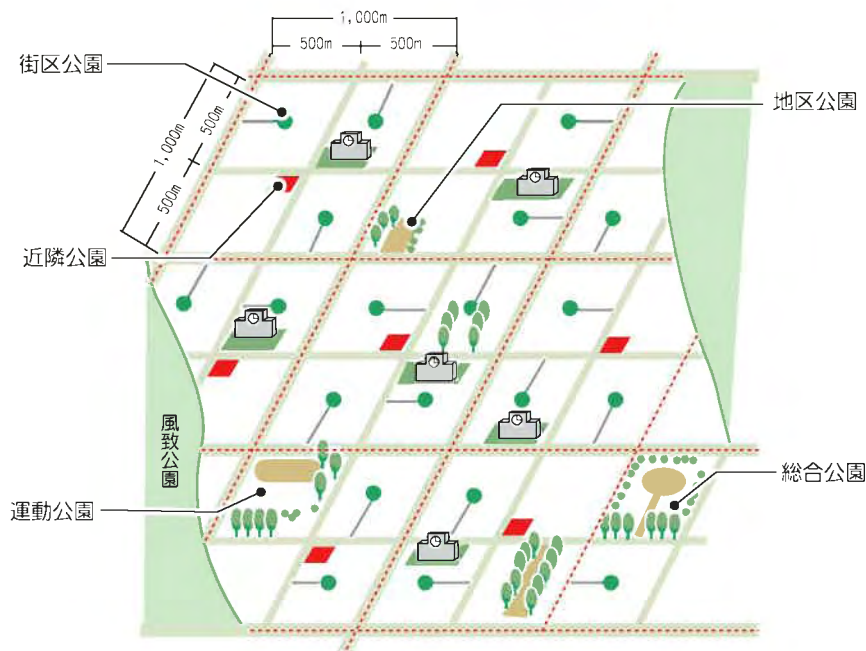


出典：「札幌市の公園・緑地」資料（平成22年3月31日現在）

■参考資料 1 - 7 札幌の公園緑地の種類

都市公園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は0.25ha
		近隣公園	近隣公園	主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は2ha。
			地区公園	徒歩圏内の住民を対象とした公園でスポーツ施設や休憩施設が設置される。1km以内の距離で行けるように配置され、標準規模は4ha。
	都市基幹公園	総合公園	休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園で、10～50haが標準的な規模である。円山公園、中島公園などがある。	
		運動公園	野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。標準規模は15～75haで、手稲積公園、厚別公園などがある。	
	広場公園	主に商業地などの地域で、人々の休憩や街の景観を向上させることを目的として配置される。		
	特殊公園	自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園で風致公園や動植物園、墓園などが該当する。大通公園や札幌芸術の森などがある。		
	広域公園	主に一つの市町村を越える広域の利用を目的とした公園。自然を生かした様々な施設が設置され、標準規模は50ha以上。国営滝野すずらん丘陵公園と真駒内公園がある。		
	緩衝緑地	大気汚染や騒音、振動、悪臭などの公害や災害防止のために設置される。住居地と工業地帯、交通施設を分離することが必要な場所に設けられる。		
	都市緑地	都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地で、0.1ha以上を標準としている。		
緑道	災害時の避難経路の確保や歩行者や自転車が安心して通行するために設けられた帯状の緑地。幅員10～20mを標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場などを結ぶように配置される。			
自然緑地	森林レクリエーションの場として設けられる緑地で、市有林を活用した都市環境林と民有林を借用して開放している市民の森がある。			
その他の公共施設緑地	公園以外の一般に開放された公共施設の緑地。サッポロさとらんど、河川の緑地、北大付属植物園などがある。			

■公園の配置モデル図



■参考資料 1 - 8 札幌市の保全緑地（地域制緑地）

地域制緑地とは法律や条例、要綱などの制度によって、公有地、私有地を問わず良好な緑地を保全している場所を指します。札幌市では下表に示したものが指定されています。

都市計画法に基づく指定	風致地区	都市の風致を維持するために定められた地区であり、建築物の建築など風致に影響を及ぼす行為について一定の規制を設けている。
都市緑地法に基づく指定	特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められた地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損失補償、土地の買入れの制度が設けられている。
森林法に基づく指定	保安林	災害の防止や公共の福祉の増進のために定められる森林であり、伐採など森林の機能が損なわれる行為は禁止される。
札幌市緑の保全と創出に関する条例	緑保全創出地域	特別緑地保全地区に準じた良好な自然環境を保全するために定められる地域であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。
	市民の森	民有林所有者の協力を得ながら、借地により良好な樹林地を保全するとともに、市民に自然とのふれ合いの場を提供する。
北海道自然環境等保全条例に基づく指定	環境緑地保護地区	市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持または造成することが必要な地区を指定し土地形質の変更などを規制する。
	学術自然保護地区	動植物の生息地、地質鉱物の所在地で学術上保護することが必要な場所を指定し、植物や鉱物、火入れ、水質の汚濁を禁止する。
	自然景観保護地区	良好な自然景勝地として保護することが必要な場所を指定し、土地形質の変更などを規制する。
都市の美観風致を維持するための樹木保存に関する法律による指定	保存樹木 保存樹林	由緒・由来のある樹木や市民に親しまれている樹木について指定するものであり、所有者は枯損防止に努めなければならない。
札幌市緑の保全と創出に関する条例		
道条例記念保護樹木による指定		